

「あわぎん法人インターネットバンキング利用規定」における
当行所定等の文言についての補足説明

第1条（サービス内容）

- （1）本サービスは、インターネットに接続可能な当行所定の情報機器（以下「端末」という）
（[こちらをご覧ください](#)）を使用した本サービスの契約者（以下「契約者」という）からの依頼にもとづき、次の①～⑦に掲げる各種取引等が実施できるサービスです。

第3条（利用口座）

- （1）ご利用口座として登録できる口座数は、当行所定の口座数（[エクストラ型は100口座まで（代表口座1、ご利用口座9）](#)、[スタンダード型は10口座まで（代表口座1、ご利用口座9）](#)、[ライトプラス型は5口座まで（代表口座1、ご利用口座4）](#)、[ライト型は3口座まで（代表口座1、ご利用口座2）](#)）。ただし、[カードローン口座は含めず](#)）とします。また、ご利用口座の種目は当行所定の種目（[普通・当座・貯蓄預金・カードローン](#)）に限るものとします。

第4条（利用時間）

本サービスの利用時間は当行所定の時間内（[こちらをご覧ください](#)）とします。

第5条（サービス使用者の指定）

- （2）「管理者」は、当行所定の数（[こちらをご覧ください](#)）に至るまで「他のサービス使用者（以下「利用者」という）を任意に指定し、利用者毎にサービス利用権限等を設定できるものとします。

第6条（IDおよびパスワードの届出・設定・利用登録）

（3）ワンタイムパスワード

- ⑧パスワードカードの電池が切れた場合または契約者の責によらない故障の場合は、当行は無償で新しいパスワードカードを交付します。ただし、利用者パスワードカードの電池が切れた場合は、当行所定の手数料（[こちらをご覧ください](#)）をいただきます。
- ⑨当行が契約者の届出住所宛に郵送したパスワードカードが、当行に返戻された場合、当行は当行所定の期間（[1ヶ月](#)）経過後、パスワードカードを破棄し本サービスを解約するものとします。

第8条（ご利用カード・パスワードカードの再発行）

- （2）ご利用カード・パスワードカードを再発行する場合は、当行所定の再発行手数料（[こちらをご覧ください](#)）ならびにこれに係る消費税相当額を支払うものとします。
- （4）当行が契約者の届出住所宛に郵送したご利用カード・パスワードカードが、当行に返戻

された場合、当行は当行所定の期間（1ヶ月）経過後、当該ご利用カード・パスワードカードを破棄し本サービスを解約するものとします。

第10条 （照会サービス）

（1）照会サービスの内容

なお、口座情報を提供する口座（以下「照会口座」という）の種目は当行所定の種目（普通預金・当座預金・貯蓄預金・カードローン）とします。

⑤当行は、契約者が当行所定の期間（1年間）口座情報を取得しない場合、契約者に通知することなく、当該期間以前の未受信データを抹消できるものとします。

⑥全銀会計情報サービスのうち「XML形式」をお申込みの場合は、当行所定の手数料（こちらをご覧ください）をお支払いいただきます。

第11条 （振込・振替サービス）

（1）振込サービス

②振込限度額

a. 振込サービスにおける1日あたりの振込金額は、当行所定の金額（100億円未満）の範囲内で申込書によりあらかじめ契約者が届出た振込限度額の範囲とします。また、平日8時30分から15時30分（月末営業日は7時30分から16時30分）以外の時間帯における他行宛即時振込については、別途当行所定の1回あたりの金額（1億円）の範囲内とします。なお、申込書の振込限度額記入欄に限度額の記入がない場合は、当行所定の金額（100億円未満）を振込限度額とします。

⑤振込手数料の引落とし

b. 振込手数料は、振込資金と振込手数料相当額を同時に振込資金支払指定口座から自動引落する方法（実収扱い）と、振込手数料相当額のみを1か月分取りまとめの上合算して当行所定の日（毎月10日（該当日が銀行休業日の場合は翌営業日））に代表口座から自動引落する方法（後収扱い）のいずれかを選択できるものとします。

（5）依頼内容の変更・取消・組戻し

振込・振替指定日を翌日以降とする場合は、当行所定の時限（指定日当日の8:05）内であれば契約者は端末を用いて取消を行うことができるものとします。また、当行がやむを得ないものと認めて組戻しまたは変更を承諾する場合には、当行は契約者から振込資金支払指定口座店に依頼書の提出を受け、当行所定の組戻し手数料等（こちらをご覧ください）を受入れたうえで、その手続を行うものとします。

第12条 （一括伝送サービス）

(2) 総合振込サービス

①総合振込の内容

- b. 振込を指定できる預金口座（以下「入金指定口座」という）は当行所定の種目（普通・当座・貯蓄預金）とします。
- c. 振込依頼はあらかじめ指定された日時（こちらをご覧ください）までに行ってください。また、振込の受付にあたっては、当行所定の振込手数料（消費税等相当額を含む）（こちらをご覧ください）をお支払いいただきます。

④振込手続

- c. なお、上記振込資金の自動振替が不能となった場合は、当行は所定の時限（12：00）まで再振替を行い、振込資金が決済されたことを確認のうえで、振込手続を行います。

⑤振込の不能事由

- a. 振込資金が、支払口座から払出すことができる金額（当座貸越により払戻のできる金額を含む）を超え、所定の時限（12：00）までに自動引落できなかった場合。

振込資金決済が不能となった振込依頼については、所定の時限（12：00）後に資金の入金があっても振込は行われません。

⑦依頼内容の変更・取消・組戻し

前記第9条2項により依頼内容が確定した場合でも、当行所定の時限（一般型として送信の場合は指定日1営業日前の18：50、事前決済型として送信の場合は3営業日前の19：00）内であれば、契約者は端末を用いて取消を行うことができるものとします。また、当行がやむを得ないものと認めて組戻しまたは変更を承諾する場合には、当行は契約者から支払指定口座店に依頼書の提出を受け、当行所定の組戻し手数料等（こちらをご覧ください）を受入れたうえで、その手続を行うものとします。

(3) 給与振込サービス

①給与振込の内容

- a. 振込を指定できる預金口座（以下「入金指定口座」という）は、受給者本人名義の口座で当行所定の種目（普通・当座預金）とします。
- e. 振込依頼はあらかじめ指定された日時（こちらをご覧ください）までに行ってください。また、振込の受付にあたっては、当行所定の振込手数料（消費税等相当額を含む）（こちらをご覧ください）をお支払いいただきます。

④振込手続

- b. ただし、上記振込資金の自動振替が不能となった場合は、当行は所定の時限（12：00）まで再振替を行い、振込資金が決済されたことを確認のうえで、振込手続を行います。

⑤振込の不能事由等

a. 振込資金が、支払指定口座から払出すことができる金額（当座貸越により払戻のできる金額を含む）を超え、所定の時限（12：00）までに自動引落できなかった場合。

振込資金決済が不能となった振込依頼については、所定の時限（12：00）後に資金の入金があっても振込は行われません。

⑦依頼内容の変更・取消・組戻し

前記第9条2項により依頼内容が確定した場合でも、当行所定の時限内（指定日 1 営業日前の 19：00 まで）であれば、契約者は端末を用いて取消を行うことができるものとします。また、当行がやむを得ないものと認めて組戻しまたは変更を承諾する場合には、当行は契約者から支払指定口座店に依頼書の提出を受け、当行所定の組戻し手数料等（こちらをご覧ください）を受入れたうえで、その手続きを行うものとします。

（4）地方税納付サービス

①地方税納付サービスの内容

c. 納付依頼はあらかじめ指定された日時（こちらをご覧ください）までに行ってください。また、納付の受付にあたっては、当行所定の取扱手数料（消費税等相当額を含む）（こちらをご覧ください）をお支払いいただきます。

（5）自動集金サービス

①自動集金サービスの内容

b. 預金口座振替を指定できる預金口座は、当行所定の預金種目（普通・当座預金）とします。

④口座振替の依頼

振替依頼はあらかじめ指定された日時（こちらをご覧ください）までに行ってください。

⑥振替結果

契約者は、当行所定の時限（指定日の翌営業日の 16：00）以降に、振替結果明細をサービス画面により確認してください。

⑨取扱手数料

b. 取扱手数料は、振替資金から差引する方法（差引入金扱い）と1か月分取りまとめの上合算して当行所定の日（毎月 10 日（該当日が銀行休業日の場合は翌営業日））に代表口座から自動引落としする方法（後収扱い）のいずれかを選択できるものとします。

第13条（料金払込サービス＜Pay-easy（ペイジー）＞）

（1）料金払込サービス＜Pay-easy（ペイジー）＞の内容

①契約者の端末からの依頼にもとづき、契約者が指定するご利用口座（以下「払込資金支払指定口座」という）から払込資金を払出しのうえ、当行所定の収納機関（こちらをご覧ください）に対する各種料金の払込を行うサービスです。なお、払込資金支払指定口座の種目は当行所定の種目（普通・貯蓄・当座預金）とします。

②利用時間は当行所定の利用時間内 ([こちらをご覧ください](#)) としますが、収納機関の都合により、利用時間内であっても取扱いできない場合があります。

第16条（総合振込サービス全銀EDI（XML形式）および全銀会計情報サービス全銀EDI（XML形式））

（3）全銀EDIシステムの内容

②両サービスの利用時間は、一般社団法人全国銀行資金決済ネットワークが定める時間内で当行が定める所定の時間 ([こちらをご覧ください](#)) とします。

（4）取扱手数料

総合振込サービスサービス全銀EDI（XML方式）の取扱手数料として、当行所定の手数料 ([こちらをご覧ください](#)) をお支払いいただきます。

第20条（サービス利用料等）

（1）本サービスの利用にあたっては、契約者は当行所定の利用手数料 ([こちらをご覧ください](#)) ならびにこれに係る消費税等相当額を支払うものとします。

第21条（契約者情報等の取扱い）

（5）当行は、当行が定める所定の期間 ([解約後5年](#)) を経過したときは、契約者登録情報を破棄することができるものとします。